

岐阜県森から生まれる環境価値普及促進事業実施要領

平成24年3月23日 清流第766号
(改正) 平成25年2月5日 清流第600号

第1 趣旨

本事業は、森林の温室効果ガス吸収源としての新たな環境価値に着目したカーボン・オフセット（事業活動における温室効果ガス排出量を把握し、その排出量の削減に努め、それでもなお削減が困難な排出量を他の場所で実現した温室効果ガス排出削減量又は吸収量によりオフセット（埋め合わせ）する取組みをいう。以下同じ。）の普及啓発及び岐阜県内から創出されたオフセット・クレジット（J-V E R）（以下「清流の国ぎふJ-V E R」という。）の購入を促進することにより、「清流の国ぎふ」の森林資源の整備を推進し、もって温室効果ガスの削減に資することを目的とし、事業の実施については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）及び清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領で定めるところによる。

第2 対象事業

補助対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) カーボン・オフセットイベント（その開催に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするイベント・会議をいう。以下同じ。）の開催
- (2) カーボン・オフセット商品（製品の場合は、その製造・使用・廃棄の過程で排出される温室効果ガスの排出量についてオフセットするもの、または、製品を購入する消費者個人の日常生活に伴う排出量のオフセットを支援するもの。サービスの場合は、その利用により排出される温室効果ガスの排出量についてオフセットするもの、または、サービスを利用する消費者個人の日常生活に伴う排出量のオフセットを支援するものをいう。以下同じ。）の開発、または、既存の製品等のカーボン・オフセット商品化。（以下、「カーボン・オフセット商品の開発」という。）
- (3) カーボン・オフセットの取組みに対する第三者認証機関による認証基準に基づく認証ラベルの取得

第3 補助対象経費等

要綱別表第1の経費の内訳及び補助金の額の欄に定める「岐阜県森から生まれる環境価値普及促進事業実施要領に定めるもの」は、別記1のとおりとする。

第4 補助事業者

要綱別表1の補助事業者の欄に定める「市町村、団体等」は、次のとおりとする。

- (1) 岐阜県内の市町村
- (2) 岐阜県内に本社又は本店、活動拠点をおいている法人（法人格を有すること。会社法人、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等法人格は問わない。）
- (3) 岐阜県内に主たる活動拠点をおく団体であって、規則等を有し、次の要件をすべて具備しているもの。
 - ① 自主的、組織的な活動で事業を完遂できること。
 - ② 補助金の使途に係る条件遵守が確実であること。

第5 事業の募集

- 1 本事業は、公募により実施する。
- 2 知事は「岐阜県森から生まれる環境価値普及促進事業募集要項」を定め、これを公表する。

第6 事業採択の決定

- 1 応募のあった事業提案内容を審査するため、審査会を設置する。
- 2 知事は、審査会による審査を経て事業採択の決定を行い、その結果をすべての申請者に通知（第1号様式）

する。

第7 補助金の交付申請及び交付決定

- 1 補助金の交付申請は、要綱第4条の規定により行う。
- 2 要綱別表第1の交付申請書添付書類の欄に定める「岐阜県森から生まれる環境価値普及促進事業実施要領に定める書類」は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実施計画書（第2号様式）
 - (2) 対象経費にかかる収支予算書（第3号様式）
 - (3) 申請者の概要（第4号様式）
- 3 交付申請の時期は、別に定めるものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による補助金交付申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、第5号様式により通知する。

第8 補助金交付の条件等

要綱第5条第1項第6号に定める「その他知事が必要と認める事項」は、別記2のとおりとする。

第9 事業計画の変更等

- 1 補助事業者は、補助金交付決定通知書を受けた後に、要綱別表第2に掲げる変更、または、廃止を行うときは、要綱第5条第4項に規定する承認申請書（要綱別記第3号様式）に次の書類を添付し、知事に申請しなければならない。
 - (1) 事業計画を変更する場合は、補助金交付申請書の添付書類のうち当該変更にかかるもの
 - (2) 補助金交付決定通知書の写し
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、計画変更承認（廃止）通知書（第6号様式）により通知する。

第10 補助金の変更交付申請

- 1 補助事業者は、補助金交付決定通知書を受けた後に、補助金の額に変更（規則第6条第2号の知事の定める軽微な変更に伴い減額するものを除く。）が生じたときは、速やかに、補助金変更交付申請書（第7号様式）に次の書類を添付し、知事に申請しなければならない。

ただし、補助金額の増額の変更は認めない。

 - (1) 補助金交付申請書の添付書類のうち、当該変更にかかるもの
 - (2) 補助金交付決定通知書の写し
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金変更交付決定通知書（第8号様式）により通知する。

第11 事業の着手

事業の着手は、原則として第7第4項の交付決定に基づき行うものとする。ただし、止むを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（第9号様式）を知事に提出するものとする。

第12 実績報告等

- 1 実績報告は、要綱第8条の規定により行う。
- 2 要綱別表第1の実績報告書添付書類の欄に定める「岐阜県森から生まれる環境価値普及促進事業実施要領に定める書類」は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実績報告書（第10号様式）
 - (2) 対象経費にかかる収支決算書（第11号様式）
- 3 知事は、第1項の規定による事業実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定したときは、第12号様式

式により通知する。

第13 補助金の交付

補助金の交付は、要綱第9条の規定により行う。

附 則（平成24年3月23日 清流第766号）

この要領は、平成24年度予算に係るものから適用する。

附 則（平成25年2月5日 清流第600号）

この要領は、平成25年度予算に係るものから適用する。

別記1（要領第3関係）

1 経費の内訳

補助対象経費は、カーボン・オフセットに取り組むために必要な対象事業ごとに定める範囲の経費（カーボン・オフセットに必要なクレジット調達費用は除く。）とし、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。

(1) カーボン・オフセットイベントの開催

補助対象事業	経 費
<p>・「岐阜県カーボン・オフセットガイドライン（イベント版）」で定める基本的プロセスにより実施されるもので、開催前及び開催中を通じて「カーボン・オフセットイベント」であることを告知するとともに、「カーボン・オフセット」の趣旨を広く啓発する事業であること。</p>	<p>・「カーボン・オフセットイベント」であること、「カーボン・オフセット」の趣旨及び清流の国ぎふJ-VERの活用を説明並びに啓発するための経費 (上記を示した広告宣伝、印刷物作成等の経費)</p>
	<p>・募金の実施など参加者等にカーボン・オフセットへの協力を呼びかけるための経費 (啓発資材（パネル・景品）作成、専用募金箱作成等の経費)</p>
	<p>・温室効果ガス削減の取組み結果を調査・把握するための経費 (アンケート調査等の経費)</p>

(2) カーボン・オフセット商品の開発

補助対象事業	経 費
<p>・消費者に「カーボン・オフセット商品」であることを告知するとともに、「カーボン・オフセット」の趣旨を広く啓発する事業であること。</p>	<p>・「カーボン・オフセット商品」であること、カーボン・オフセットの趣旨及び清流の国ぎふJ-VERの活用を説明並びに啓発するための経費 (上記を示した広告宣伝、包装資材及び印刷物の作成等の経費)</p>
	<p>・冊子、カタログがカーボン・オフセット商品の場合は、カーボン・オフセットの趣旨及び清流の国ぎふJ-VERの活用に関する啓発内容を掲載する面の作成等の経費</p>
	<p>・オフセット経費負担への理解を商品購入者に呼びかけるための経費 (啓発資材（景品等）の作成等の経費)</p>

(3) カーボン・オフセットの取組みに対する第三者認証機関による認証基準に基づく認証ラベルの取得

補助対象事業	経費
・カーボン・オフセット制度におけるカーボン・オフセット制度登録認証委員会による登録を受けた認証機関に、認証取得の申請を初めて行うもの。	・カーボン・オフセット制度を利用したカーボン・オフセット認証ラベル取得のため必要な経費 (制度参加者登録料、審査料、認証利用料)

2 補助金の額

補助金の額は、いずれの対象事業も、補助対象経費の2分の1に相当する額（一補助事業者あたり、上限を20万円とする。）を限度として交付する。ただし、千円に満たない端数は除くものとする。

別記2（要領第8関係）

1 補助金交付の条件等

補助金の交付条件は、対象事業ごとに次に定めるとおりとする。

(1) カーボン・オフセットイベントの開催

- ① 「岐阜県カーボン・オフセットガイドライン（イベント版）」で定める基本的プロセスにより実施すること。
- ② クレジットの調達には、清流の国ぎふJ-VERを充てること。
- ③ オフセットの手段について申請時に示すこと（クレジットの調達見込みを含む。）。
- ④ 参加者にカーボン・オフセットイベントであることを周知し、温室効果ガス排出削減への取組み参加を呼びかけること。
 - ・ 自家用車利用数を減らすために公共交通機関を利用することなど、温室効果ガス削減につながる取組みへの協力をチラシ等で参加者へ事前に呼びかけること。
 - ・ 開催当日には、カーボン・オフセットイベントである旨を配布資料や掲示物を通じて説明し、必要に応じてオフセットのための募金への協力を呼びかけること。
- ⑤ 「カーボン・オフセット」及び清流の国ぎふJ-VERの普及・啓発に取り組むこと。
 - ・ 広告（ウェブサイトで実施するものを含む。）・配布物等を通じて、「カーボン・オフセット」の趣旨及び清流の国ぎふJ-VERの活用に関する啓発に努めること。
- ⑥ 補助金の交付決定のあった年度の3月末日までに実施するカーボン・オフセットイベントであること。
- ⑦ カーボン・オフセットイベントの実施後、報告書やウェブサイトを活用して、カーボン・オフセットを実施した結果について、より詳細な情報を積極的に公開していくこと。

(2) カーボン・オフセット商品の開発

- ① 新規にカーボン・オフセット商品（製品・サービス）として開発、または、既存の製品等のカーボン・オフセット商品化するものであること。
- ② 消費者個人の日常生活に伴う排出量のオフセットを支援するものについては、1販売単位あたり、最低1kg-CO₂を埋め合わせるよう取り組むこと。
- ③ クレジットの調達には、清流の国ぎふJ-VERを充てること。
- ④ オフセットの手段について申請時に示すこと（クレジットの調達見込みを含む。）。
- ⑤ 販売にあたっては、カーボン・オフセット商品であることを明らかにすること（広告・包装資材での告知。）。
- ⑥ カーボン・オフセット商品がカタログや冊子の場合は、次の条件を満たすこと。
 - ・ 配布先が岐阜県内に限られる場合は、配布部数が1,000部以上、または、配布先が岐阜県外にも及ぶ場合は、配布部数が20,000部以上であること。
 - ・ 掲載内容に「カーボン・オフセット」の趣旨及び清流の国ぎふJ-VERの活用に関する啓発を行う内容があること。
- ⑦ 「カーボン・オフセット」及び清流の国ぎふJ-VERの普及・啓発に取り組むこと。
 - ・ 広告（ウェブサイトで実施するものを含む。）・包装資材を通じて、「カーボン・オフセット」の趣旨及び清流の国ぎふJ-VERの活用に関する啓発に努めること。
- ⑧ 補助金の交付決定のあった年度の3月末日までに販売を開始する商品であること。
- ⑨ カーボン・オフセット商品の販売後、報告書やウェブサイトを活用して、カーボン・オフセットを実施した結果について、より詳細な情報を積極的に公開していくこと。

(3) カーボン・オフセットの取組みに対する第三者認証機関による認証基準に基づく認証ラベルの取得

- ① クレジットの購入には、清流の国ぎふJ-VERを充てること。
- ② 補助金の交付決定のあった年度の3月末日までにカーボン・オフセット認証ラベル取得が可能であること。
- ③ 補助金の交付申請者は、第三者認証機関への申請者と同一の者であること。